

高知県環境審議会条例をここに公布する。

○高知県環境審議会条例

(平成6年7月12日条例第21号)

改正 平成7年3月17日条例第1号 平成11年12月27日条例第59号
平成12年12月26日条例第90号 平成17年3月29日条例第22号
平成18年12月26日条例第57号 平成21年3月27日条例第18号

高知県環境審議会条例

(設置等)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項に規定する合議制の機関として高知県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、環境基本法第43条第2項及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第2項並びに自然環境保全法第51条第3項の規定に基づき審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(委員等)

第3条 委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

4 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、専門委員の職を失う。

5 第3項の規定は、専門委員について準用する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(次条を除き、以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員(以下この条において「部会委員」という。)で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ会長が指名する委員がこれに当たる。

4 第5条第2項及び第3項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会の組織及び運営について準用する。

5 部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

6 部会の会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、高知県林業振興・環境部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

(高知県公害対策審議会条例の廃止)

3 高知県公害対策審議会条例(昭和44年高知県条例第35号)は、廃止する。

(高知県公害防止条例の一部改正)

4 高知県公害防止条例(昭和45年高知県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「高知県公害対策審議会」を「高知県環境審議会」に改める。
(高知県清流保全条例の一部改正)

- 5 高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第35号)の一部を次のように改正する。
第8条第3項中「高知県公害対策審議会」を「高知県環境審議会」に改める。
第17条の見出しを「(環境審議会)」に改め、同条中「高知県公害対策審議会」を「高知県環境審議会」に改める。

附 則(平成7年3月17日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成11年12月27日条例第59号)

この条例中第1条の規定は平成12年4月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第90号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則(平成17年3月29日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

附 則(平成18年12月26日条例第57号)

この条例は、平成19年1月17日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部改正)
- 2 略
(高知県環境審議会条例の一部改正)
- 3 高知県環境審議会条例(平成 6 年高知県条例第 21 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)